

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月より消費税の税率が5%から8%に改正され、また、令和元年10月には10%に改正されました。地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

野辺地町の令和6年度一般会計当初予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況については次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 1.8 億円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 25.3 億円

(単位:千円)

事業名		令和6年度 当初予算額 (経費)	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	町債	その他	地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)	その他
社会福祉	高齢者福祉事業	599,618	419,834	0	1,071	22,909	155,804
	障害者福祉事業	56,825	3,849	0	4,633	6,197	42,146
	児童福祉事業	626,252	416,569	9,800	45,373	19,806	134,704
	母子福祉事業	28,674	10,259	0	11,045	945	6,425
	小計	1,311,369	850,511	9,800	62,122	49,857	339,079
社会保険	国民健康保険事業	162,234	73,717	0	0	11,347	77,170
	後期高齢者医療事業	258,519	45,959	0	0	27,247	185,313
	介護保険事業	300,402	18,185	0	0	36,177	246,040
	小計	721,155	137,861	0	0	74,771	508,523
保健衛生	疾病予防対策事業	72,734	22,704	0	2,161	6,136	41,733
	病院事業	424,693	0	17,200	0	52,236	355,257
	小計	497,427	22,704	17,200	2,161	58,372	396,990
合計		2,529,951	1,011,076	27,000	64,283	183,000	1,244,592